

社会福祉法人恵史会役員等報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵史会（以下「法人」という。）役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

支給区分	対象となる役員等	報酬額（1回当たりの額）
理事会	理事並びに監事	7,000円
監事監査	監事	7,000円
評議員会	評議員	7,000円
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員	7,000円

2 役員等が、法人が設置運営する施設職員を兼務する場合、前項に定める報酬は、支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。